

県は、皆さんが中山間地域等で実施したい活動に応じて、物資等を支援します。

1 支援内容

以下の支援メニューがあり、支援期間は原則3年以内です。

- ① 集落共同保全活動支援：自然観察会や農道・水路沿いへの花の植栽などの活動に対し、1団体あたり年間30万円程度の物資提供を行う。
- ② 直営施工支援：農業用水路や転落防止柵の設置などを農家・地域住民等が自ら工事を行う場合、1団体あたり年間50万円程度の資材提供を行う。

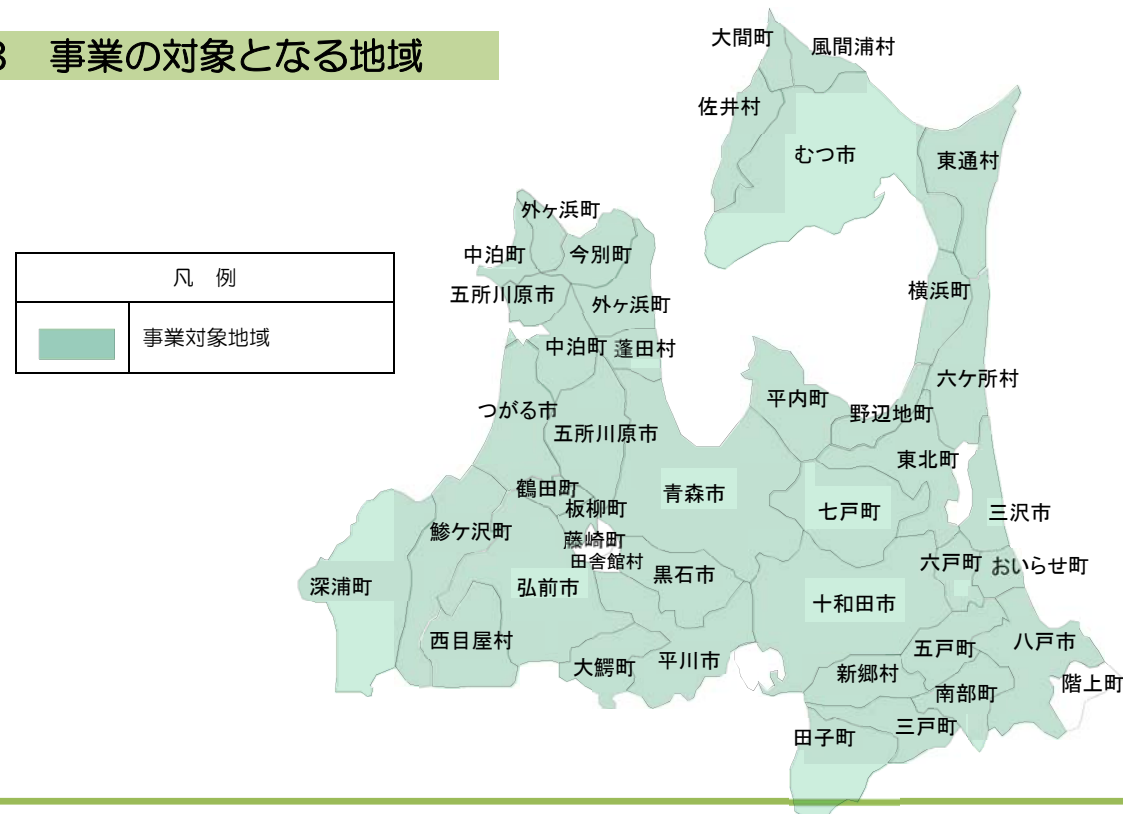
2 支援を受ける要件

以下の全てを満たすこと

- (要件1) 農地や土地改良施設（農業用水路やため池、農道等）を保全及び利活用する活動であること。
- (要件2) 支援を受ける団体は「指導員」を置くこと。
 （「指導員」は支援を受ける期間中、年1～2回程度研修を受ける必要があります。）
- (要件3) 活動計画書、物資の受領報告、活動実績報告を提出すること。

【指導員について】 当事業において、活動の中心となり、活動計画書を作成し、物資を受領し、活動実績を報告する人。支援を受けるために指導員の配置が必要です。指導員には、先進的な取組の情報を入手するため全国研修会や県内研修会を受講してもらいます。これに係る受講料、旅費は県が負担します。県は、指導員を「地域において中心的立場で活動する人材」へ育成することを目的に、物資提供や情報提供で活動を支援しています。

3 事業の対象となる地域



支援別 提供物資の具体事例

① 自然観察会や生きもの調査を行いたい時は？ ⇒ 集落共同保全活動支援

【支援する活動内容】 農業用水路やため池などに生息する動植物の観察会や生きもの調査を行うことで地域の自然環境の大切さを学ぶ。



ため池の生きもの調査

- 【支援物資等】
- ・生きもの調査の道具（網、バケツ）など
 - ・地域の自然環境を紹介するチラシ作成など
 - ・観察会のためのバス・会場借り上げなど



② 農道や水路沿いに植栽をしたい時は？ ⇒ 集落共同保全活動支援

【支援する活動内容】 農道・農業用水路沿いの植栽活動を行うことにより、地域の景観を守るとともに、親しみのある空間づくりを行う。



農道沿いの植栽

- 【支援物資等】
- ・植栽のための苗、苗木、種子など
 - ・植栽に必要な材料（土、肥料）など
 - ・植栽に必要な資材（スコップ、軍手）など



③ 土水路にコンクリート水路を入れたいときは？ ⇒ 直営施工支援

【支援する活動内容】 土水路へのコンクリート水路の設置や耕作道路の砂利補修、勾配が急な道路へのコンクリート舗装などの簡易な施工を、農家・地域住民等の手で行う。



コンクリート水路の設置

- 【支援物資等】
- ・農道・水路補修のための砕石・コンクリートなど
 - ・水路装工のためのコンクリート製品



④ 水路やため池周辺に転落防止柵を設置したいときは？ ⇒ 直営施工支援

【支援する活動内容】 農業用水路脇やため池周辺への転落防止柵設置などの簡易な施工を、農家・地域住民等の手で行う。



転落防止柵の設置

- 【支援物資等】
- ・転落防止柵の設置のための資材
 - ・危険喚起看板の設置のための資材
 - ・農地や土地改良施設における生態系配慮施設の設置のための資材など



事業実施の流れ

【活動の前年度9月頃まで】 県民局へ相談

- ・実施したい活動と支援を受けたい内容について県民局に相談します。

【活動の前年度10月中旬まで】 活動計画書の作成

- ・「活動内容」と「必要な物品等」をとりまとめ、活動計画書を作成します。
- ・物品は、単価が5万円以内に限りませす。

【活動の前年度3月頃】 活動予算の審査・決定

- ・活動計画書を審査し、活動予算が決定となります。

【活動の年度4月頃】 活動について打合せ

- ・活動時期と物資提供時期について打ち合わせます。

【活動の年度活動前】 活動に必要な物資の提供

- ・活動に必要な物品等が、県民局から活動団体に支給されます。
- ・物資提供を受けるごとに、受領報告をしていただきます。

【活動の年度】 活動の実施

- ・その年度の活動が、終わり次第、活動実績を報告していただきます。

お問い合わせ・相談窓口

この事業の詳細に関するお問合せ・相談窓口は、以下のとおりです。

- ◆農林水産部農村整備課 農村環境整備グループ (TEL)017-734-9555
(事業全般に関すること)
- ◆東青地域県民局地域農林水産部 農村計画課 (TEL)017-734-9992
(青森市・平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町)
- ◆中南地域県民局地域農林水産部 農村計画課 (TEL)0172-33-6054
(弘前市・黒石市・平川市・西目屋村・大鰐町)
- ◆三八地域県民局地域農林水産部 水利防災課 (TEL)0178-27-1288
(八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・新郷村)
- ◆西北地域県民局地域農林水産部 農村計画課 (TEL)0173-35-7172
(五所川原市・つがる市・鯨ヶ沢町・深浦町・板柳町・鶴田町・中泊町)
- ◆上北地域県民局地域農林水産部 農村計画課 (TEL)0176-23-5317
(十和田市・三沢市・野辺地町・七戸町・六戸町・横浜町・東北町・六ヶ所村・おいらせ町)
- ◆下北地域県民局地域農林水産部 農村整備課 (TEL)0175-22-3225
(むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村)

ふるさとづくりに参加してみませんか？

～青森県中山間地域ふるさと活性化事業～ (集落共同保全活動・直営施工支援用)



青森県では、中山間地域等の農地や農業用水路等の保全を図りながら、農業農村が持つ多面的な機能を活用した地域の活性化を図るため、「青森県中山間地域ふるさと活性化基金」を造成し、その運用益により、地域住民が共同して行うふるさとづくりを支援しています。

平成29年6月改訂版

青森県農林水産部農村整備課